

1965年度宜野湾市議会臨時会会議録

1. 1965年2月5日第21回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪	大郎	2番	比嘉	定亮
3番	天久盛	雄	4番	安次	信
5番	石川真	大	6番	仲村	景
7番	稲嶺正	辰	8番	石田	正
9番	安里安	明	10番	又吉	弘
11番	石川	繁	12番	大川	昇
13番	伊佐真	得	14番	仲村	永
15番	宮城盛	昌	16番	宮里	行
17番	伊佐貞	寿	18番	中里	助
19番	武島行	男	20番	仲村	光
21番	仲村	~~~~	21番	古波	清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信
民生課長	当山全喜	財政課長	奥里将俊
経済課長	伊佐友誠	水産課長	田吉真義
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸

1965年度宜野湾市議会臨時会会議録

1. 1965年2月5日第21回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天久盛雄	4番	比安次富盛信
5番	石川真大	6番	仲村春果
7番	稲嶺正康	8番	石田英正
9番	安里安明	10番	又吉正弘
11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永
15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光
21番	～街～村～～～	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信
民生課長	当山全喜	財政課長	奥里将俊
経済課長	伊佐友誠	水道課長	国吉真義
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 諮問第1号、市村合併の推進について

議長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしますので、只今より第21回富野湾市議会臨時会を開会いたします。
(午前10時34分)

議長～日程に入る前に暫く休憩いたします。(午前10時35分)

議長～再開いたします。(午前10時37分)

議長～では直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定についてをお諮りいたします。
休憩中に申し合せました様に本日より9日までの5日間としたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので会期は本日より9日までの5日間とすることに決定いたします。

議長～日程第2. 議事録署名議員の指名についてお諮りいたします。
議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

7. 議会事務局職員の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 諮問第1号, 市村合併の推進について

議長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしますので、只今より第21回宜野湾市議会臨時会を開会いたします。
(午前10時34分)

議長～日程に入る前に暫く休憩いたします。(午前10時35分)

議長～再開いたします。(午前10時37分)

議長～では直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定についてをお諮りいたします。
休憩中に申し合せました様に本日より9日までの5日間
としたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので会期は本日より9日までの5日間とすることに決定いたします。

議長～日程第2. 議事録署名議員の指名についてお諮りいたします。
議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので議長指名といたします。
17番伊佐貞寿、5番石川其六の両議員にを指名することにいたします。

議 長～日程第3、諮問第1号、市村合併の推進についてを議題といたします。
一事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議 長～再開いたします。(午前10時44分)

市 長～諮問第1号として市村合併の促進しましたのは、今日まで既に皆さん御承知の通り宜野湾市と北中城村、それから中城村の2村との合併の問題が取り上げられてまいりましたが、これについては宜野湾市としては合併を促進した方がよいが、或は合併して困る様なことはないかというところが調査検討いたしました所、将来宜野湾市の発展に利な点はあつても不利になる様な点はないという結論を得ましたので、これを促進しようと思つております。これを推進していくに方法として、こういう方法でこれを推進していきたいが、この通りでいかどうかを皆さんに諮りしたいと思つて、これを提案してありますのでよろしく御審議をお願いいたします。
前資料といたしまして市町村合併促進協会の調査資料等を添えておりますので、これも御参考に見て戴いて、そして現在の段階のこの市町村合併の問題がどういふ程度にあるということは、議会の皆さんからも又市民の皆さんによく周知して戴く様に、よく新聞あたりを見ると、これがどうなつているか、市民の方にも非常に困つてゐる様な声もきこえますので、以上お願いいたしまして、よろしく御審議をお願いいたします

議 長～御異議がございませんので議長指名といたします。
17番伊佐貞寿、5番石川具六の両議員にを指名することにいたします。

議 長～日程第3、諮問第1号、市村合併の推進についてを議題といたします。
一事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議 長～再開いたします。(午前10時44分)

市 長～諮問第1号として市村合併の促進しましたのは、今日まで既に皆さん御承知の通り宜野湾市と北中城村それから中城村の2村との合併の問題が取り上げられて来ましたが、これについては宜野湾市としては合併を促進した方がいいが、或は合併して困る様なことはないかということとを調査検討いたしました所、将来宜野湾市の発展に有利な点はあつても不利になる様な点はないという結論を得ましたので、これを促進しようと思つております。これを推進していくに方法として、こういう方法でこれを推進していきたいがということ、一応こちらで考えて立案してありますが、その通りでいかどうかを皆さんにお諮りしたいと思つて、これを提案してありますのでよろしく御審議をお願いいたします。
尚資料といたしまして市町村合併促進についての政府からの勸奨、それから市町村合併促進協議会の調査資料等を添えてありますので、これも御参考に見て載いて、そして現在の段階のこの市町村合併の問題がどういう程度にあるということは、議会の皆さんからも又市民の皆さんによく周知して載く様に、よく新聞あたりを見ると、これがどうなつているか、市民の方にも非常に困つてゐる様な声もきこえますので、以上お願いいたしまして、よろしく御審議をお願いいたします

議長～暫休憩いたします。(午前10時46分)

議長～再開いたします。(午前10時58分)

議長～4番、8番、9番、10番、12番、14番、19番、20番の出席を報告いたします。

議長～以上もつて本日の会議をおわりたいと思いますが、御異議ございませんか。

～(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。尚6日、7日、8日は議案研究の日にしたいと思います。9日の本会議は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午前10時59分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時46分)

議長～再開いたします。(午前10時58分)

議長～4番、8番、9番、10番、12番、14番、19番、
20番の出席を報告いたします。

議長～以上もつて本日の会議をおわりたいと思いますが、御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、これを以つて本日の会議を
終ることいたします。尚6日、7日、8日は議案研究
の日にしたいと思います。9日の本会議は午前10時よ
り再開することにいたします。

議長～散会(午前10時59分)